

施設使用料改定のお知らせ

いつも地区市民館をご利用いただきありがとうございます。このたび、豊橋市では、地区市民館の集会室・和室等の使用料を改定する予定です。

引き続きみなさんに親しまれ、魅力ある施設となるよう努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

(1) 施設使用料の改定について

消費税の増税に伴い、施設使用料の改定を行います。

(2) 新料金の適用日

令和元年10月1日（火）支払分の料金から

(3) 新料金について

別紙のとおり

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

豊橋市役所 生涯学習課
TEL 51-2850